

令和 6 年度御坊市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度御坊市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 501 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 710,018 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

御坊市長 三 浦 源 吾

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		4 2 9 , 8 8 9	△ 5 0 1	4 2 9 , 3 8 8
	1 繰 入 金	4 2 9 , 8 8 9	△ 5 0 1	4 2 9 , 3 8 8
歳 入 合 計		7 1 0 , 5 1 9	△ 5 0 1	7 1 0 , 0 1 8

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		1 2 , 7 0 9	△ 5 0 1	1 2 , 2 0 8
	1 総務管理費	1 2 , 0 0 9	△ 5 0 1	1 1 , 5 0 8
歳 出 合 計		7 1 0 , 5 1 9	△ 5 0 1	7 1 0 , 0 1 8

参 考 資 料

令和 6 年度御坊市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金	4 2 9 , 8 8 9	△ 5 0 1	4 2 9 , 3 8 8
歳 入 合 計	7 1 0 , 5 1 9	△ 5 0 1	7 1 0 , 0 1 8

(歳 出) (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	12, 709	△501	12, 208				△501
歳 出 合 計	710, 519	△501	710, 018				△501

2. 歳 入

(款) 3 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	429,889	△501	429,388	1 事務費繰入金	△501	
計	429,889	△501	429,388			

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	12,009	△501	11,508				△501	2 給 料	△281		
								3 職員手当等	△255	期末勤勉手当 住居手当 通勤手当	△166 15 △104
								4 共 済 費	35	職員共済組合負担金	35
計	12,009	△501	11,508				△501				

給 与 費 明 細 書 (補正第 1 号)

1. 一 般 職 (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	給 与 費			共 済 費	合 計
	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	5,198	2,771	7,969	1,546	9,515
補 正 前	5,479	3,026	8,505	1,511	10,016
比 較	△281	△255	△536	35	△501

職員手当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当	住 居 手 当	通 勤 手 当
	補正後	1,938	282	51
	補正前	2,104	267	155
	比 較	△166	15	△104

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△281	その他の増減分	△281		
職員手当	△255	その他の増減分	△255		

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

ア. 職員 1 人当たり給与

区 分	令和 6 年 4 月 1 日現在	令和 6 年 1 月 1 日現在
平均給料月額（円）	215,250	226,800
平均給与月額（円）	250,408	248,246
平 均 年 齢（歳）	28.08	28.04

イ. 級別職員数

（職員数：人・構成比：％）

級	令和 6 年 4 月 1 日現在		令和 6 年 1 月 1 日現在		級別の基準となる職務（再任用短時間勤務職員を除く。）
	職員数	構成比	職員数	構成比	
7 級					部長
6 級					課長
5 級					課長補佐・企画員
4 級					係長・主任
3 級			1	50.0	係長・副主任
2 級	1	50.0			主査
1 級	1	50.0	1	50.0	主事・事務員
計	2	100.0	2	100.0	—